

届出制手数料に係る手数料表

本所が有料職業紹介サービスをご提供させて頂きました時は、次の手数料を申し受けます。

1. 求職者の方

求職者の方が、求職の申込みをされ、当紹介所がこれを受理した場合には、次の手数料を申し受けます。

求職受付手数料 求職の受付1件につき660円

ただし、求職される職業が「家政婦（夫）」に限り、また同一の求職者に掛かる求職の申込みの受理が1箇月に3件を超える場合には、3件分を超えては申し受けません。

2. 求人者の方

当紹介所がご紹介した求職者の就職が決定した場合には、下記の表に揚げる手数料を申し受けます。

1 紹介手数料等

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人を受付ける時の事務費用	求人1件について 660円 手数料負担者は求人者とします
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の $\frac{\quad 30 \quad}{\quad} \%$ (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の $\frac{\quad 30 \quad}{\quad} \%$ 手数料負担者は求人者とします
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の $\frac{\quad 30 \quad}{\quad} \%$ 手数料負担者は求人者とします

2 第二種特別加入保険料に充てるべき手数料

手数料の内容	手数料の額
個人家庭において、職業安定法第 32 条の 3 第 1 項第 2 号に基づき介護作業従事者および家事支援従事者である家政婦（夫）については、労災保険特別加入に係わる第二種特別加入保険料に充てるべき額を求人された方から徴収します。 （ただし、家政婦（夫）が特別加入した場合に限る）	職業紹介が成功した場合における支払われた賃金の <u>0.55</u> % に相当する額 手数料負担者は関係雇用主とします

許可番号 26-ユ-030009

（有）呉竹家政婦紹介所

京都市伏見区京町北7丁目10-1

代表者 村 上 明 美